

春日井市ごみステーションに関する協議書

年 月 日

(宛先)春日井市長

町内会名
会長又は
担当役員
電 話

ごみステーションについて、次のとおり協議します。

協議事項	新 設 ・ 変 更 ・ 廃 止
理 由	
場 所	春日井市
利用世帯数	世帯
看 板	設置する ・ 設置しない

※ ごみステーションの設置場所付近見取図を、別途添付してください。

注1) ごみステーションの設置は、1か所概ね20世帯としてください。

注2) 協議書を提出後、収集開始までに1～2週間の期間が必要です。

注3) 隣接及び相対する民家等がある場合は、設置等の説明をし、必ず了承を得てください。

注4) 個人所有の土地をごみステーションとして使用する場合は、所有者に設置等の説明をし、必ず了承を得てください。

注5) ごみ収集日については、後日連絡します。なお、看板を設置する場合は、清掃事業所より町内会へ貸与いたします。

調査員氏名

調 査 日 年 月 日

調 査 状 況

① 指摘事項 [無 ・ 有()]

② 経過

.....

.....

.....

.....

③ 調査の結果 許可 ・ 不許可

④ 収集開始日 燃やせるごみ 年 月 日()から

燃やせないごみ 年 月 日()から

資源 (プ ラ) 年 月 日()から

(古 紙) 年 月 日()から

(缶 類) 年 月 日()から

(金 属) 年 月 日()から